

鹿屋市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が管理不全な状態となることを防止し、もって市民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 管理不全な状態 市内に所在する老朽化が著しい建物その他の工作物で、倒壊及び建築材等の飛散のおそれがある危険な状態、不特定者の侵入による火災若しくは犯罪を誘発するおそれのある状態又は敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝若しくは除草が必要な状態その他良好な景観及び住環境を著しく損なう状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、当該空家等の敷地に所在する資材等の整理整頓及び建物その他の工作物、草木等の適正な管理を行うとともに、当該空家等が管理不全な状態にならないように維持管理を行わなければならない。

(空家等の情報の提供)

第4条 市民等は、近隣に管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき、又は管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、当該空家等の実態調査を行うことができる。

(助言、指導及び勧告)

第6条 市長は、前条の実態調査により、空家等が管理不全な状態になるおそれがある、又は管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の助言又は指導に従わない空家等の所有者等に対し、環境の保全等に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、空家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に従わないとき、又は空家等が著しく管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて環境の保全等に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、法第14条第3項の規定又は前条の規定による命令を受けた空家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(協力要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する消防長、警察署長等に前4条の規定による実態調査、助言、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、空家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。